

令和5年第2回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（6月9日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明員	2
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
議席の指定	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
報告第1号	
報告（伊藤管理者）	4
報告第2号	
報告（伊藤管理者）	4
議案第14号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	5
質疑	6
横山悦子君	6
（答弁）柴岡参事兼施設管理課長	6
横山悦子君	6
（答弁）柴岡参事兼施設管理課長	7
横山悦子君	7
表決	7
議案第15号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	8
表決	8
議案第16号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	9
質疑	9
横山悦子君	9

(答弁) 佐藤施設整備課長	1 0
横山悦子君	1 0
(答弁) 佐藤施設整備課長	1 0
横山悦子君	1 1
(答弁) 佐藤施設整備課長	1 1
横山悦子君	1 1
(答弁) 佐藤施設整備課長	1 1
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	1 1
横山悦子君	1 1
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	1 1
横山悦子君	1 2
鎌内つぎ子君	1 2
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	1 2
鎌内つぎ子君	1 3
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	1 3
鎌内つぎ子君	1 3
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	1 3
表決	1 4
議案第 1 7 号	
提案理由の説明 (伊藤管理者)	1 4
質疑	1 4
横山悦子君	1 4
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	1 5
横山悦子君	1 5
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	1 5
横山悦子君	1 6
鎌内つぎ子君	1 6
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	1 6
鎌内つぎ子君	1 7
(答弁) 柴岡参事兼施設管理課長	1 7
鎌内つぎ子君	1 7
(答弁) 柴岡参事兼施設管理課長	1 7
鎌内つぎ子君	1 8
表決	1 8
議案第 1 8 号	

提案理由の説明（伊藤管理者）	18
質疑	19
鎌内つぎ子君	19
（答弁）高橋消防本部警防課長	19
鎌内つぎ子君	19
（答弁）高橋消防本部警防課長	19
鎌内つぎ子君	19
（答弁）高橋消防本部警防課長	19
鎌内つぎ子君	20
（答弁）高橋消防本部警防課長	20
鎌内つぎ子君	20
（答弁）高橋消防本部警防課長	20
中山 哲君	20
（答弁）高橋消防本部警防課長	21
（答弁）大石消防本部消防次長	21
中山 哲君	21
（答弁）大石消防本部消防次長	21
中山 哲君	22
（答弁）金森副管理者	22
表決	22
議案第19号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	23
質疑	23
鎌内つぎ子君	23
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	23
鎌内つぎ子君	23
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	24
鎌内つぎ子君	24
表決	24
議案第20号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	25
表決	26
閉会	26

令和5年第2回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和5年6月9日（金）

午前9時50分開会～午前11時13分閉会

2 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 報告第1号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第5 報告第2号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計事故繰越し繰越計算書
- 第6 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて
- 第7 議案第15号 大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第16号 工事請負契約の締結について
- 第9 議案第17号 工事請負契約の締結について
- 第10 議案第18号 財産の取得について
- 第11 議案第19号 財産の取得について
- 第12 議案第20号 令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 報告第1号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書
- 日程第5 報告第2号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計事故繰越し繰越計算書
- 日程第6 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第15号 大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第16号 工事請負契約の締結について
- 日程第9 議案第17号 工事請負契約の締結について
- 日程第10 議案第18号 財産の取得について
- 日程第11 議案第19号 財産の取得について
- 日程第12 議案第20号 令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

4 出席議員（15名）

- | | | | |
|----|-----------|----|-----------|
| 1番 | 関 武 徳 君 | 2番 | 佐 藤 弘 樹 君 |
| 3番 | 鎌 内 つぎ子 君 | 4番 | 横 山 悦 子 君 |
| 5番 | 氏 家 善 男 君 | 6番 | 中 山 哲 君 |

7番 福田 弘 君
9番 味上 庄一郎 君
11番 後藤 洋一 君
13番 鈴木 宏通 君
15番 吉田 二郎 君

8番 早坂 忠幸 君
10番 米木 正二 君
12番 久 勉 君
14番 平吹 俊雄 君

5 欠席議員 (なし)

6 説明員

管 理 者 伊 藤 康 志 君
副 管 理 者 早 坂 利 悦 君
副 管 理 者 相 澤 清 一 君
事 務 局 長 兼 藤 島 善 光 君
総 務 課 長
業 務 課 長 坂 本 徹 君
消 防 本 部 櫻 井 俊 文 君
消 防 本 部 長
消 防 本 部 板 垣 英 明 君
消 防 本 部 長
消 防 本 部 高 橋 勇 幸 君
消 防 本 部 長

副 管 理 者 猪 股 洋 文 君
副 管 理 者 遠 藤 积 雄 君
副 管 理 者 金 森 正 彦 君
参 事 兼 柴 岡 雄 司 君
施 設 管 理 課 長
施 設 整 備 課 長 佐 藤 忠 房 君
消 防 本 部 大 石 誠 君
消 防 本 部 長
消 防 本 部 伊 藤 一 彦 君
消 防 本 部 長

7 議会事務局出席職員

事 務 局 長 川 鍋 正 敏 君
主 事 小 口 優 君

次 兼 議 事 係 長 高 橋 正 樹 君
総 務 課 長 補 佐 高 橋 亨 爾 君
兼 契 約 管 財 係 長

会 議 の 経 過

開 会

午前9時50分

○議長（関 武徳君） 出席議員定足数に達しておりますので、令和5年第2回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（関 武徳君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 議席の指定」

○議長（関 武徳君） 日程第1 議席の指定を行います。

去る4月5日に開催されました加美町議会第3回臨時会において、味上庄一郎議員が本組合議会議員に選出されました。誠におめでとうございます。

本組合同約第5条の規定により、本組合議会議員に御就任されました。よって、組合議会会議規則第4条の規定により、私から議席の指定を行います。味上庄一郎議員を9番に指定いたします。

なお、味上議員からはあらかじめ御挨拶をいただいておりますことから、本会議での挨拶は割愛させていただきます。

ここで、管理者から発言の申出がありますので、これを許します。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議長のお許しをいただきましたので、この機会に私からもお喜びを申し上げさせていただきます。

御紹介がありましたように、去る4月5日に開催されました加美町議会第3回臨時会において、本組合議会議員に味上庄一郎議員が選出されましたことに対し、心からお祝いと就任のお喜びを申し上げます。

今般選出されました味上議員には、大崎広域圏の振興発展のために一層の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、御就任のお祝いとさせていただきます。誠におめでとうございます。

「日程第2 会議録署名議員の指名」

○議長（関 武徳君） 日程第2 本日の会議録署名議員を指名いたします。6番中山哲議員、12番久勉議員のお二人をお願いいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

「日程第3 会期の決定」

○議長（関 武徳君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第4 報告第1号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書」

○議長（関 武徳君） 日程第4 報告第1号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、管理者から報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 報告第1号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告いたします。議案書の1ページをお開き願います。

4款衛生費3項清掃費の熱回収施設等整備事業は、旧中央クリーンセンター解体工事費及び施工監理費で、翌年度への繰越額は3億9,426万3,000円、六の国汚泥再生処理センター管理経費及び中央師山衛生センター管理経費は修繕料で、翌年度への繰越額は2件で8,965万円、東部汚泥再生処理センター管理経費は工事請負費で、翌年度への繰越額は1,265万円、5款消防費1項消防費の消防施設費備品購入費は消防ポンプ自動車購入費で、翌年度への繰越額は4,317万5,000円となり、翌年度への繰越明許費繰越額は合計で5億3,973万8,000円となりました。

以上、一般会計繰越明許費繰越計算書の報告とさせていただきます。

「日程第5 報告第2号 令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計事故繰越し繰越計算書」

○議長（関 武徳君） 日程第5 報告第2号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計事故繰越し繰越計算書について、管理者から報告を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 報告第2号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき御報告いたします。議案書の2ページをお開き願います。

4款衛生費2項保健衛生費の古川斎場管理経費は修繕料で、主要部品の仕様に一部変更が生

じ、加工及び交換に不測の日数を要したことから年度内での完成が困難となったもので、翌年度への繰越額は297万円、3項清掃費の大日向クリーンパーク管理経費は負担金で、大崎市が発注する道路舗装工事について年度内での完成が困難となったため、工事費相当額として組合が負担する負担金を繰越したもので、翌年度への繰越額は695万5,300円となり、地方自治法第220条第3項ただし書の規定に基づき、事故繰越しとして合計992万5,300円を令和5年度へ繰り越すものでございます。

以上、一般会計事故繰越し繰越計算書の報告とさせていただきます。

「日程第6 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（関 武徳君） 日程第6 議案第14号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第14号専決処分の承認を求めることについて、御説明を申し上げます。

令和5年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

議案書の3ページをお開き願います。

令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ207万3,000円を減額し、予算総額を90億2,199万8,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、4ページの第1表に掲載のとおりであります。

次に、令和4年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明いたします。お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

1款1項負担金は、市町負担金で、衛生費負担金について、災害等廃棄物の処理に係る事業費の確定に伴い、ごみ処理施設管理運営費負担金及びし尿処理施設管理運営費負担金として97万5,000円の増額補正であります。

3款1項国庫補助金は、衛生費国庫補助金で、農林業系廃棄物処理加速化事業費補助金について、農林業系廃棄物の焼却処理に係る事業費の確定に伴い、395万7,000円の減額、環境配慮行動普及促進事業費補助金について、食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業の実施に係る事業費の確定に伴い、6万5,000円の減額、災害等廃棄物処理費国庫補助金で、災害等廃棄物の処理に係る事業費の確定に伴い、97万4,000円の補正計上であります。

次に、歳出補正予算の主な内容について御説明いたします。5ページ、6ページをお開き願います。

2款1項総務管理費は、財政調整基金費で、歳入歳出の差額593万2,000円を財政調整基金に積み立てるものであります。

4款1項衛生管理費は、一般管理費で、歳入で説明いたしました食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業の実施に係る事業費の確定に伴い、9万6,000円の減額補正であります。3項清掃費は、ごみ処理施設管理運営費及びし尿処理施設管理運営費で、各クリーンセンター等管理経費において、国庫補助金の歳入補正に伴う財源の組替えの補正、農林業系廃棄物焼却処理事業費で、各処理施設で実施していた農林業系廃棄物の焼却処理に係る事業費の確定に伴い、合計790万9,000円の減額補正であります。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ207万3,000円を減額し、令和4年度の予算総額は90億2,199万8,000円となりました。

以上、議案第14号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） おはようございます。

議案第14号令和4年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第6号）歳出4款3項3目農林業系廃棄物焼却処理事業費について質疑させていただきます。

先ほど御説明がございましたように、補正前の額が38億1,123万円、そして今回の補正で790万9,000円の減額、そして最終的には38億332万1,000円という歳出の内容でございますけれども、まず、この減額の内容について詳しく教えてください。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） おはようございます。

それでは、減額した部分について簡単に御説明させていただきたいと思っております。

まず、農林業系汚染廃棄物につきましては、令和4年度の計画混焼量が563.18トンの予定でしたが、実績といたしましては569.77トン、約6.59トン、101.17%ということで、若干多く焼却しております。しかしながら、減額の理由といたしましては、本来量が多くなれば費用もかさむのではないかとということなのですけれども、補助事業でありますので、入札等を行いまして、その費用が確定しまして、契約に伴う期間がまた1年間という長期にわたることから、最終的に790万9,000円が減額になったということでございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 今の説明で、令和4年度の計画の焼却が101.17%ということで、計画の当初が563.18トン、ところが569.77トンで、計画よりもプラス6.5トンを

焼却されたということで、私も、計画どおり、このようにされたということはいいことだと思うのですが、その辺で、減額になったものですから、計画どおり進まなかったのかなという思いで質疑させていただきました。でも、計画どおりされたということで、安心しております。

先ほど、一番先に金森副管理者からも10月には最終的な処分も出るということで、私は早めに、これは人に対して大変害のある廃棄物ですので、一日でも早く処分していただきたいという思いで質疑させていただきましたので、よろしく願いいたします。

それで、令和5年度なのですけれども、令和4年度で若干、101.17%ということで、これは令和5年度の方も若干焼却したということでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） 令和5年度分を前倒しでやったというわけではなくて、それぞれ市町で計画を立てますので、それに従ってうちのほうは搬入されたものを焼却するという形でございます。市町は各ストックヤードをどこから片づけるか、あと、また1つずつロール等を測っておりますので、そのベクレルと量が対比しながら市町のほうで搬入してきておりますので、令和5年度分を前倒しというわけではなくて、できるだけ運べるだけ運んでいただいて、うちのほうで燃やせるだけ混焼を早くやるというようなことで令和4年度は進めております。今後も同じような形で、できるだけ市町から受入れ体制を整えて、前倒しというわけではないのですけれども、進めてまいりたいと考えております。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 大崎市も人口が減っておりますけれども、ごみの量が年々増えているというのもございますので、しっかりとその辺は対処していただきたいと思います。

これで、私の疑問も解消しましたので、質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第14号専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。

「日程第7 議案第15号 大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例」

○議長（関 武徳君） 日程第7 議案第15号大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第15号大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

お手元の議案書の5ページをお開き願います。

このたびの改正につきましては、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準が、令和5年2月21日、総務省令の一部を改正し、公布され、電気自動車等を充電するための急速充電設備の全出力200キロワットの上限を撤廃したものであり、また、健康増進法に規定する喫煙専用室標識が設置されている場合は喫煙所と表示した標識は設置しなくてもよいこととしたもので、当組合火災予防条例で定める急速充電設備設置の基準及び喫煙等に関する規定の見直しについて、一部を改正するものであります。

以上、議案第15号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号大崎地域広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

「日程第8 議案第16号 工事請負契約の締結について」

○議長（関 武徳君） 日程第8 議案第16号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第16号工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

議案書の8ページ及び議案第16号関係資料の1ページをお開き願います。

本議案は、大崎広域東部クリーンセンター基幹的設備改良工事についての請負契約を締結するため、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本工事については、稼働開始後30年以上が経過した大崎広域東部クリーンセンターの機能保全と延命化を図るとともに、炉の形式を1日16時間稼働の准連続燃焼式から24時間連続稼働する全連続燃焼式に変更するための基幹的設備改良を行い、あわせて本施設の二酸化炭素排出量削減を図るものであります。

入札方式は、令和5年度大崎市入札参加資格登録業者を対象とした条件付一般競争入札を採用しております。入札参加条件を、清掃施設工事に登録があり、かつ、平成24年4月以降に地方公共団体が発注した1日当たり100トン以上の処理能力を持つ一般廃棄物焼却施設の基幹的設備改良工事を元請として受託し、完了した実績を有することとし、申請のあった1者による入札を行い、予定価格の範囲内で有効な入札をした三機化工建設株式会社を落札者と決定し、契約の相手方として、令和5年5月26日に工事請負仮契約書を取り交わしたものであります。

以上、議案第16号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） それでは、議案第16号工事請負契約の締結について質疑させていただきます。

この大崎広域東部クリーンセンターは稼働開始後から約30年経過して、そして今回、機能保全と延命化を図るための工事であります。今回、ここにありますように、准連続燃焼式の96トンの16時間から全連続燃焼式の144トン、24時間に変更するためということで、約1日で48トンの増量、それから時間的には16時間だったのが丸々1日連続で焼却するという形になります。延命化と機能保全の2つだと思っておりますけれども、その辺の理由についてお尋ねします。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） お答えいたします。

今回、基幹的設備改良工事の対象になる東部クリーンセンターは、おっしゃるとおり竣工後30年を超えている施設になります。今回、基幹的設備改良工事を計画する段階で、当然、建て替えと改良工事を比較させていただいております。新しく建て替えた場合は約108億円、今回の改良工事だと約46億円と試算しております。財政状況を重視して、今回は基幹的設備改良工事を行うことを選択させていただいております。

それから、計画の策定に当たりましては、環境省の長寿命化総合計画作成の手引き、それから廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアルに基づきまして、組合で長寿命化総合計画を策定して進めております。

今回の工事の主な目的といたしましては、先ほど管理者説明にもありましたとおり2つありまして、1つ目が施設の15年の延命化を図ること。2つ目が二酸化炭素排出量の削減。この2つを行うことを目的として工事を進める考えでおります。

また、今回の工事の特徴といたしましては、4年間をかけて1炉ずつ工事を進める計画で、その4年間の中ではごみの受入れを継続しながら工事を行うこととなります。

次に、工事の内容につきましては、お示しさせていただいております議案第16号関係資料の1ページの4に主な工事内容を記載しておりますけれども、計量器の増設、ごみクレーン、焼却炉燃焼装置、ろ過式集じん器、送風機、ポンプ類、コンベア類、それから照明のLED化、こういったものが主になりまして、そのほか全67項目という工事内容になっております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 説明ありがとうございました。

新しく建てた場合は108億円ということで、この2炉を今後直していくわけですけれども、そういう感じだとすると46億円。約62億円の差があって、広域として検討されて、30年も経過しているので、本当は建てたいとは思いますが、ただ、この2炉だけ今回工事されるということでありました。

この2炉を約4年間で計画されて工事するわけでありまして、96トンから144トンに、48トン余計燃やすことができ、2炉になりますと1日で約96トンですか、4年後はそのような計画のとおりになると思います。この2炉の延命目標が15年、建物も30年経過しているということで、15年後どうなるのかなとちょっと心配しておりますけれども、その辺はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 15年後はどうするのかということについてお答えさせていただきたいのですが、現時点は正直言って決定しておりません。しかし、しかるべき時期に、その施設、設備、またそのときの社会情勢等を考慮させていただきながら検討させていただきたいと考えておりますけれども、15年後は機械設備とは別に45年ということで建物の寿命が来

てしまうと思いますので、一般的に考えれば更新になるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） ありがとうございます。

また、今回2点目のCO₂削減でありますけれども、工事終了後の概算値が合計で14.3%とお示しされています。今が何%で、国の基準と言えるパリ協定で出された目標はクリアされるのかを質疑させていただきます。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） CO₂、いわゆる二酸化炭素の削減率につきましては、環境省で策定した廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアルにおいて、既存の施設と比較して5%以上の削減が求められております。今回の基幹的設備改良工事におきましては、概算値ではありませんけれども、24時間運転に変更して、それから高効率モーターとかに交換したことによって14.3%はクリアできるものと見込んでおります。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 環境省の基準クリアできるということでありました。

それから、今後24時間体制になりますと、人件費もかなりかかるのかなとその辺を心配していますけれども、その辺はまだ計算されていないのか、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 佐藤施設整備課長。

○施設整備課長（佐藤忠房君） 人件費につきましては、東部クリーンセンターは今も直営で班体制を組んでやっておりますので、大幅に増えるということは今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 補足させていただきたいと思います。現在、令和11年度までの財政計画が走っております。その中には、竣工後24時間運転になることを見越した形で、給与関係といったものも反映された形で策定済みとなっております。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） ありがとうございます。

それから、入札業者なのですけれども、今回、条件付一般競争入札を行い、三機化工建設株式会社ということで、1回で入札が終わりました。41億7,000万円ということで、5月26日に仮契約も終わったようなんですけれども、今回、どういうわけがこの三機化工建設株式会社1者だけなのか、その辺のところを教えてください。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

当該事案の入札につきまして、これは実は入札2回目なのです。1回目やったのですけれども、そのときの条件が改良工事というカテゴリーがありまして、それが1日の処理能力が100トン以上の施設の改良を5件以上やったことのある事業者と、簡単に言えばそういったことで設定したのですけれども、1回目の応募がなかったというところでは。担当課にこの事案を差し戻しまして内容を精査し、この条件の緩和を行ったところでございます。

この条件の緩和というのが、1回でもやったことがあるところとしました。そうしたところ、対象業者が25者あったのですけれども、結果的に応札があったのが1者ということになります。この1者というのが、現在の建物の機械設備を入れている今回の受注予定業者でありますプラント業者の三機化工建設株式会社となります。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 2回目とは知らず、では建てたメーカーが条件付でこの1者だけが応札されて、それが決定されたということですね。

予定価格が41億9,900万円ということで、調査基準価格が38億円ですけれども、41億7,000万円ということで、約3,000万円弱、予定価格より下がっての入札でありましたけれども、このように1者ができましてよかったと思っております。大崎圏内のごみの焼却をしっかりとお願いしたいと思って、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第16号工事請負契約の締結について、質疑を私からもさせていただきます。

今、横山議員がお話しされたのですけれども、再度、私からもなのですけれども、入札参加業者1者の理由について、今説明がありました。多くの業者に参加してもらうための努力はどのようにされたのか。なぜかと申しますと、25者もいて、たった1者ということと、落札率が99%というのはどうなのかという思いもしましたので、そこら辺、まずお尋ねいたしたいと思えます。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

対象業者25者というところで、今回は条件付一般競争入札ということなので、広域のほうでホームページ等、ウェブサイトで告示等をやっています。中には見ない業者もいるだろうというところで、見なければ引っかけられませんので、数も多くなかったということで、こういったことで上がっていますから、もしよかったらというお声がけはしています。文書とかでなくてです。しかしながら、応札のあった業者が1者ということだったので、それ以上は臆測になってしまうので、答弁はできないのかなと考えてございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 先ほど、1回目のときは入札はなかったと。それで条件の緩和を行った内容を具体的にお伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 繰り返しになりますけれども、先ほど御説明させていただきましたけれども、当初、100トン以上のこういった改修工事を5回以上やったことがある事業者ということでお声がけをしたのですけれども、結果なかったと。では、5回ではなくて、1回でもやったことがあるところに下げました。そしたら1者から応札があったということなので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 1者しかない、1回の入札で決定するしかなかったのでしょうか。落札率が99%ということになると、当たり前1者決まれば、入札なんか要らないのではないかと私は思うのですけれども、そこら辺どうなのでしょう。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えします。

議員の御心情は私個人的には同調できるものがあるのですが、ただ、しかしながら、我々はいろいろなルールの中で仕事をしてございます。そういった中で、落札者の決定というのは、地方自治法第234条3項に基づいて決まるというところなんです。その条文を一部紹介しますと、「予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。」と定めてございます。それで、予定価格が例えば100円だったとしましょう。それが99円、極端な話、100円でもなのですから、それを下回ればもう落札者決定ということになるのです。以前であれば、予定価格の歩切りというものがあったのです。ただ、これは総務省と国交省からさきに通達がございまして、歩切りは違法性がありますということで、これは構成自治体も含めてなのですから、現在は歩切りは一切していないということなので、予定価格を下回ったから、もう少し下げてくださいという話はできなくて、この金額で契約ということで決まりましたので、御理解賜りたいと思います。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

「日程第9 議案第17号 工事請負契約の締結について」

○議長（関 武徳君） 日程第9 議案第17号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第17号工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

議案書の9ページ及び議案第17号関係資料の1ページをお開き願います。

本議案は、旧大崎広域西部玉造クリーンセンター解体撤去工事についての請負契約を締結するため、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

入札方式は、令和5年度大崎市入札参加資格登録業者のうち、登録区分が建設工事登録業種が解体工事に登録している業者を対象とした条件付一般競争入札を採用しております。入札参加条件を、格付がA等級かつ特定建設業許可を有していること、また、大崎管内に本社または受任機関を登録していることとし、申請のあった7者による入札を行い、予定価格の範囲内で有効な入札をした我妻建設株式会社を落札者と決定し、契約の相手方として、令和5年5月11日に工事請負仮契約書を取り交わしたものであります。

以上、議案第17号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

4番横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） それでは、議案第17号工事請負契約の締結について質疑させていただきます。

先ほど伊藤管理者からも御説明がありましたけれども、旧大崎広域西部玉造クリーンセンター解体撤去工事の件でございますけれども、まず、入札のことで1件だけ質疑させていただきます。

今回、7者が入札参加されまして、一番最低の我妻建設で約2億8,600万円、これが5月11日に仮契約されております。荒谷土建で4億1,800万円。大崎広域の予定価格が税抜き6億117万2,000円で、こういった形で7者ともかなりの差がございますけれども、

最低で応札されました我妻建設が入札されました。今回、最低制限価格もないし、一番最低で我妻建設がされたということで、私は何か前の議員が解体するだけなら最低制限価格も要らないのではないかというお話もありましたということであつたので、ちょっと前議員にお聞きしてまいりました。2人に聞いたのですけれども、そしたら、そういうことを言ったかなと、何かちょっとはつきりしていなかったのです。私たちも前議会のことは分かりませんので、その辺のところをちょっとお示しいただければいいかと思しますので、よろしくお願いします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） そのような話があるのではないかということで、私も事前に資料を用意させていただいています。令和2年10月22日の第3回組合議会におきまして、大崎市選出の議員から、北町にあった広域の旧本庁舎の解体のお話が議会の中でありまして、そのときに、実は最低制限価格を設けていたのですけれども、3者潜ってしまったのです。潜れば、当然この3者は失格になるのです。そこから上の業者、一番近いところの業者が落札をしたということだったのです。当時、議員からは、解体するだけであれば何も、構成市町の財政状況も厳しいので、別にきれいにさえしてもらえればいいのではないのかと、そういった制限を撤廃するべきだという御助言を賜りましたので、なるほどというところで、今回、そういった制限価格を外しました。しかしながら、当該施設につきましては、ダイオキシン、アスベストがございます。しっかりした解体をしてもらわなければならないというところで、しっかりと監視をするために、これは別契約になりますけれども、施工監理という業務を発注して、その業者が徹底した管理をしていくということで、ちゃんとセーフティーもかませながら、この業務を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 通告以外でしたので、ありがとうございました。

本当に広域にとってみればかなり低い金額で応札されましたので、広域にとっては大変よかったと思います。ただ、我妻建設、会社で積算をされて、このような2億8,600万円というのを出した。果たして大丈夫なのかと私の中で心配しているわけでございますけれども、でも、施工監理を発注されて、そういった形でされるということで、しっかりと解体して、ダイオキシンとかアスベストの撤去に注意されながらされれば一番いいことだと思っておりますので、本当に一番安い入札で済んでよかったと思っております。

それから、これは解体後は売却の予定ということを前々から聞いておりまして、1年ぐらい前からこれはやっているの、その辺の進捗、そういうお話なり電話なりが入っているのか、その辺についてお話させていただきます。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

議員御承知のように、以前から議会でも御説明をさせていただいているのですけれども、一応解体後は土地の売払いを行うということで考えていました。ただし、解体してから、更地に

なってから募集をかけたのでは、そこからの土地の管理費、例えば刈り払いとか、地域住民に迷惑をかけないようにということで年間約50万円ぐらいかかります。ただ、幾らでも構成市町の財政負担をかけないようにということで、引渡し時期を解体後、更地になってからとして、令和4年11月8日から公募をやっておりますけれども、応札がなかなかないというところで、現在は6月1日から6月30日までということで、第5回目の公募をかけております。途中、評価の見直し、価格の見直しを一応不動産鑑定業者と相談をして、3回目のときに、若干金額を下げているのですけれども、なかなか応札に至っていないということでございましたけれども、ここに来て電話での問合せなのですけれども、2者から入っているところでございますが、まだ応札には至っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 横山悦子議員。

○4番（横山悦子君） 2者から電話が入っているということで、何とかその辺のところでしっかりと結んでいただければ、しっかり財産が広域のほうに入るのでしょうから、しっかりその辺のところは努力させていただきたいと思っております。そのときはどうしても、今回3回目下げたということで、それこそ条件緩和されているわけですけれども、その辺などもしっかりとしながら頑張りたいと思います。終わります。

○議長（関 武徳君） 次に進みます。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第17号工事請負契約の締結について、私からも質疑をさせていただきます。

今、低入札の件で大丈夫かどうかということで、大丈夫だという話を聞きましたので、それ以外について質疑をさせていただきます。

落札率が70%とか75%でも低入札と言われております。それなのに、今回47%というか、これではあまりにもちょっとひど過ぎるのではないかと思います。それはなぜかということ、すごく低入札で喜ばしいことなのですけれども、その雇用や経済などを担う建設会社を疲弊させてしまうのではないかという心配で今回質疑したのですけれども、そこら辺はどうなのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

私はこの入札に際しては、執行者という立場で入札会場で入札を執行しておりました。確かに、札を見たときには随分安いなと驚きもありました。ただ、これは我々はルールにのっとって淡々と業務を進めなければならないと、感情を一切入れては駄目だということもございましたので、業務を進めました。その後、仮契約の前に、受注予定業者の代表と幹部の方が副管理者と私のところに挨拶に来られました。そのときに、その社長もちょっと顔が分かっていたものですから、大丈夫ですかというように率直にお話をさせていただきました。そうしたら、ちゃ

んと積算をして図面からも拾っているし、大丈夫ですと、頑張らせていただきましたということだったので、それ以上は、私、よろしく申し上げますと言うしかないのです、そういったことで御理解を賜りたいと思います。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 分かりました。その点については理解をしました。

次に、主な工事内容についてなのですが、今回、ダイオキシンとかもろもろ入っているのですが、放射能の付着物除去工事が入っていないのですが、そこら辺は処分はどのようになさるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） お答えいたします。

まず、玉造クリーンセンターにつきましては、令和4年3月31日で焼却を終わっております。令和4年4月から7月にかけて、施設の残渣物、焼却炉内の灰等を清掃いたしまして、それらは7月末をもって清掃完了して、それぞれ処分しております。当時混焼していた放射能のレベルにつきましては、令和3年度の玉造クリーンセンターでは飛灰が一番濃くなっておりますので、その辺で110ベクレルから497ベクレルということで、一般廃棄物として処分できる範囲内のものでございました。

今回、解体工事に入る前に、先ほど言いましたように事前に組合で清掃作業をいたしまして、その作業したのにつきましては、焼却灰等の除去したものについては大日向クリーンパークのほうにきちんとキレート処理して処分しております。あと、灰ピットも同じような形で掃除しております。あと、ごみピットの残渣物や汚水等がありますので、それらについては中央クリーンセンターで焼却処理しております。施設から今後解体される産業廃棄物となる部分につきましては、関係法令に従って適正な処分をすることになりますが、その処分方法とか処分先につきましては業者側と今後詰めることになりますが、それぞれ組合としてはマニフェストに従って確認していくということになります。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 分かりました。

それと、今回解体工事を計画していくのですが、必要となる作業員や周辺環境へのそういう放射能管理はどのようにしていくのか、お伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 柴岡参事兼施設管理課長。

○参事兼施設管理課長（柴岡雄司君） 解体に際しましては、廃棄物処理施設の解体マニュアルというのがありまして、つい最近まで中央クリーンセンターを解体していたのを議員さん方も御存じだと思いますが、しっかり囲いを設けて、ダイオキシン対策、暴露防止、アスベストの粉じん対策等をしっかりして対応していきたいと思っております。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） ぜひしっかり対応していただきたいと思います。終わります。

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第17号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

「日程第10 議案第18号 財産の取得について」

○議長（関 武徳君） 日程第10 議案第18号財産の取得についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第18号財産の取得について、御説明申し上げます。

議案書の10ページ及び議案第18号関係資料の1ページをお開き願います。

本議案は、消防救急デジタル無線の購入について、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回整備する消防救急デジタル無線は、火災や救急現場などで活動する消防車両等と通信指令センターとの交信を行うもので、大規模災害時には全国から出動する緊急消防援助隊などや全国の消防防災ヘリコプターとの交信にも活用するものであります。消防救急無線は、119番受信から活動終了までを一元管理するシステム構成となっております。今回更新する無線等は消防救急無線システムの一部であることから、契約の方法を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約とし、予定価格の範囲内で見積り提出した株式会社富士通ゼネラル東北情報通信ネットワーク営業部を契約の相手方として、令和5年4月17日に物品売買仮契約書を取り交わしたものであります。

以上、議案第18号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第18号財産の取得について質疑をさせていただきます。

今回、随意契約、入札なのですけれども、なぜ競争の方法に至らなかったのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） お答えいたします。

随意契約とした理由につきましては、管理者提案説明にありまして、当消防本部で導入しております消防救急無線システム、これは119番の入電から活動終了までを一元管理できるパッケージ化されたシステム構成となっております。このシステムは株式会社富士通ゼネラルが開発、製造したものを採用しておりますが、今回更新いたしますのは、各署所にある車両を指令センターで一元管理するための機器となります。それでパッケージ化されたシステム構成の一部ということになります。そのために、他社製のものを導入した場合には互換性がなくなるということで、一元管理するシステムの機能を発揮することができなくなるということになってしまいます。このような理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約としたものでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） その富士通ゼネラルが開発したところということですが、その他にそういうところをやっているところはあるのでしょうか。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） 同様のシステムを取り扱っている業者というお伺いだと思います。県内で申し上げますと、当消防本部で委託しております、先ほど申し上げました富士通ゼネラル、それから沖電気工業、NEC、そして富士通株式会社、トータル4社が県内の各消防本部に導入されているということになっております。それぞれ各メーカーにおいて独自に開発したシステムということになっておまして、それぞれ互換性のない製品となっております。ということで、当消防本部では富士通ゼネラルということで随意契約とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 互換性のないってどういうことなのでしょう。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） 例えて申し上げますと、例えば御家庭にある電話機、親機と子機というところで申し上げますと、子機が壊れた場合、もしくは更新する場合に、別なメー

カーのものを持ってきても親機と通信できない、互換性がないというところでそういった言葉を使わせていただきました。

以上でございます。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 今後その1社と契約するということになるのですね。

○議長（関 武徳君） 答弁者に求めますが、今、常備で配備になっている無線機能と、そのメーカーチェンジをすることによって、現状、配置している機材がすべからくつながらなくなるという、そのことの互換性を懸念して、現在配備しているそのものの機能の継続化を図る上でこの互換性をしっかり確保しながら今回の業者選定に至っているということですよ。その辺、しっかり答弁してください。（「議長、分かりました」の声あり）

高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） 大変、説明不足で申し訳ございません。今、議長のおっしゃったとおり、今、指令センターに機器がございます。さらに、各署所に車両がございます。それが一体となって機能、通信をしながらということになります。それが各署所にある端末機、もしくは各署所の無線機を別なメーカーにいたしますと、それらがデータの送受信であったり、そういったところができなくなってしまうということでございますので、同じメーカーのものを採用させていただきたいということになります。

以上でございます。（「今後もずっと。さっきそれを聞いた」の声あり）

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） その前のは議長が言ったので大体分かったのですけれども、今後ともその1社だけに頼ってやるということになると、ずっと随契でやるのでしょうか。入札とかはもうしないと。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） 先ほど御答弁させていただきましたが、今、各メーカーでは独自に開発していると。そうすると、その独自開発したものの同士がそれぞれ機能を発揮するということになります。ただ、今、議員がおっしゃったとおり、今後ともという部分につきましては、それぞれのメーカー、もしくは社会的な状況の中で互換性のあるものをつくっていくというような状況になりましたら、それはまた別なもの同士というところも採用は可能となってきます。

以上でございます。

〔「了解です。終わります」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

6番中山哲議員。

○6番（中山 哲君） 今の鎌内議員に対する説明でほぼ大体理解はしたのですけれども、まずも

って富士通ゼネラルの販売する会社というのは何社あるのか、その辺についてお伺いしたい。

○議長（関 武徳君） 中山議員，何社というのは，県内あるいは大崎エリアということなのではないか。国内ということではないですね。もう少し絞って質問をお願いします。

○6番（中山 哲君） 県内でもいいし，国内でもいいです。とにかく富士通ゼネラルを取り扱っている業者というのは幾らあるのか，この件についてお尋ねをしたい。

○議長（関 武徳君） 高橋消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（高橋勇幸君） お答えいたします。

私からは，県内の各消防本部にこの富士通ゼネラルを採用している部分につきましてお答えいたします。

県内には11の消防本部がございまして，富士通ゼネラル製を採用している本部は，当消防本部を含めまして3本部となっております。

○議長（関 武徳君） 大石消防本部消防次長。

○消防本部消防次長（大石 誠君） それでは，警防課長の答弁につきまして補足説明させていただきます。

ただいま富士通ゼネラル，宮城県内で取り扱っているところがどういったところがあるのかということでございます。当消防本部で今回契約いたしました株式会社富士通ゼネラルにつきましては，東北情報通信ネットワーク営業部ということで，東北管轄を一体として管轄しているところがございます。富士通ゼネラルネットワークにつきましては，東北営業部は1か所となっております。県内のゼネラルにつきましてはこちらと契約ということで，県内消防本部の契約先は1か所となっております。

○議長（関 武徳君） 6番中山哲議員。

○6番（中山 哲君） まず，県内には1社しかない。国内には何社かあるということになるのだろうけれども，実際の話，なぜこういう話を聞くかということ，会計法から言うと，会計法の第29条第3項，第4項からいうと，契約についてというので，これらを基準としてやっている。そうした中で，まず予決令というのがあります。その令の中でいけば，102条の4の第3号という事項がある。そうしたところに言うと，それらは販売会社が何社かあれば，入札制度というのはやはり一般競争が基本であるから，そういった中での入札制度を採用するのが基本ではないかという観点から今質問しているのです。そういった中で，国内にその富士通を取り扱う業者が複数あったとすれば，やはり一般競争入札を用いるのが当然ではないかと私は思うのだけれども，どのように感じるか。

○議長（関 武徳君） 大石消防本部消防次長。

○消防本部消防次長（大石 誠君） ただいまの件について，答弁させていただきます。

富士通ゼネラル東北情報通信ネットワークにつきましては，ただいま申し上げましたとおり，東北情報通信ネットワークと同じように，恐らく全国何か所か取り扱っている営業のエリアがあるのだと思われます。その数については，何か所あるかということは正直捉えておりません。

ただ、東北の中にある営業部につきましては1か所ということで、そちらの権限によって契約先ということで富士通ゼネラルさんのほうで捉えておりますので、そちらのところ1か所しか契約先、富士通についてはないと判断しているところでございます。

以上です。

○議長（関 武徳君） 6番中山哲議員。

○6番（中山 哲君） 今の答弁だと、県内の業者ということで取扱いとして決めつけていると言えれば申し訳ないのですけれども、そういった感覚で捉えていると理解したのです。先ほどから何回も申しているのですけれども、全国各社として、全国には何社あるのかということ、それらを想定した場合には競争の入札が可能ではないかというお話をしているわけです。それらについて、なぜそう言うかということ、町民なり市民の汗と血と涙の税金を職員というか公務員というか、そういった中での恣意的な感覚だけでの入札というか、それらを取り入れるというのには甚だ遺憾だという思いをしています。そういった中で質疑をしているわけですので、もう一度、誠意のある答弁をしてください。

○議長（関 武徳君） 金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） ただいまのお話は、全国に何社かあった場合に、そこと競争させればいいのではないかというお話だと認識しておりますけれども、今回、この入札に当たりまして、大崎市に登録をしている業者の中からということの限定があります。ですから、この際の富士通ゼネラル、この部分を扱う業者はこの東北通信ネットワーク営業所しか登録しておりませんので、その登録以外のところから、こちらからお誘いするということはまずもってできないというルールでやらせていただいておりますので、ここがゼネラルであれば、登録業者はここしかなかったということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（関 武徳君） そのほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

それでは、採決をいたしたいと思います。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第18号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

「日程第11 議案第19号 財産の取得について」

○議長（関 武徳君） 日程第11 議案第19号財産の取得についてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第19号財産の取得について御説明申し上げます。

議案書の11ページ及び議案第19号関係資料の1ページをお開き願います。

本議案は、水槽付消防ポンプ自動車の購入について、大崎地域広域行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

今回整備する車両は、遠田消防署に配備している水槽付消防ポンプ自動車を更新するもので、1.5トン以上の水槽を有し、4輪駆動の走破性を確保するとともに、土砂災害に対応するチェーンソーなどを備えております。また、緊急消防援助隊の消火隊に登録しており、大崎圏域はもとより、大規模災害時には県外でも活動する車両であります。

入札方式は、令和5年度大崎市入札参加資格登録業者のうち、消防自動車の製作が可能な4者を対象とした指名競争入札を採用し、入札を行った結果、日本機械工業株式会社仙台営業所を落札者と決定し、契約の相手方として、令和5年4月17日に物品売買仮契約書を取り交わしたものであります。

以上、議案第19号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

3番鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 議案第19号財産の取得について質疑をさせていただきます。

今回の入札は指名競争入札ということなのですが、4者も入札参加している中で、なぜ1回の入札で落札したのか、まずお伺いいたします。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えさせていただきます。

議案第16号でも御説明させていただいたのですが、地方自治法の234条の3に基づいて予定価格を決めて、そこから1回で下回ったので落札になったということなので、そういったことで御理解賜りたいと思います。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 今回、入札の関係で質疑をさせていただきましたけれども、価格のところについても、先ほど言ったように、下げてというか、競争を働かせてやると、先ほど財政計画を令和11年まで立てているということで、人口減少もなっているところで財政状況がすごく厳しくなる。これからはいろいろと最終処分場の建設やら、もろもろあると。そういった中

で、そういう競争ができる入札にさせていただきたいと思うので、そういう努力はしていると思うのです。けれども、99%、97%が当たり前では先ほどお話があったように、汗水垂らした市民の税金をそういう競争を働かせてやっていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（関 武徳君） 藤島事務局長兼総務課長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 私も財政を担当している管理職として、やはり市町の財政状況というのは常に心にかけてながら業務を進めております。そういった中で、私も、契約等審査会というのがあるのですけれども、その中で副委員長もさせてもらっているのです。そのときに、議員御懸念のように、常に競争を働かせようということで、例えば担当課から上がってきたものをそのまま丸のみするのではなくて、例えば、鎌内議員の大先輩議員であります小沢議員から、かつて、指名競争入札ではなくて、広くエントリーできるように一般競争入札にしたらいいのではないかとということで、この議会でも言われました。そういったところで、現在は一般競争入札を多く取り入れております。しかしながら、例えば指名のときには10者に指名通知を出しました。でも、応札のあったのが7者でした。3者棄権しましたとあります。ところが、一般競争入札にしたら、応札のあったのが2者しかないとか1者しかないとかという事例もあります。そのときは委員長と相談しまして、全て一般競争入札が正しいのではなくて、そうやって駄目だったら指名競争入札に戻しましょうとか、そういったことで、いろいろ業務によってやり方を変えて、幾らでも競争の原理を働かせようという努力は常にしております。入札の執行者でもありますし、財政を担当している管理職でもございますから、その辺、私どもこの努力も何とか分かっていたら、御理解賜りたいと思います。

○議長（関 武徳君） 鎌内つぎ子議員。

○3番（鎌内つぎ子君） 今後の努力に期待を申し上げて、質疑を終わらせていただきます。

○議長（関 武徳君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これから議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

「日程第12 議案第20号 令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算
（第1号）」

○議長（関 武徳君） 日程第12 議案第20号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第20号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算の主な内容は、衛生費で、一般管理経費の増額補正を行うものであります。

議案書の12ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ5万9,000円を増額し、予算総額を111億3,275万3,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、13ページの第1表に掲載のとおりであります。

次に、令和5年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容について御説明申し上げます。お手元の補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

8款1項繰越金は、前年度繰越金で、5万9,000円を増額補正するものであります。

次に、歳出補正予算の内容について御説明いたします。5ページ、6ページをお開き願います。

4款1項衛生管理費は、一般管理経費で、令和5年10月より本格的に運営開始する大崎広域中央クリーンセンターの愛称募集に関わる費用として5万9,000円を増額補正するものであります。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ5万9,000円を増額し、令和5年度の予算総額は111億3,275万3,000円となりました。

以上、議案第20号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（関 武徳君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これから議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関 武徳君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号令和5年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

これをもって、本議会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和5年第2回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。御苦勞さまでございました。

閉 会

午前11時13分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年6月9日

議 長 関 武徳

署 名 議 員 中山 哲

署 名 議 員 久 勉